

ハイライト:

- ・令和2年度税制改正 個人所得課税等のポイントを解説します！
- ・その他の改正をワンポイントで取り上げます！

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

日中の日差しの暖かさに春の到来を感じる季節となりました。ウィルス感染が落ち着くにはまだ時間がかかりそうです。どうぞ体調管理に気をつけてお過ごしください。第81号では、令和2年度税制改正から、個人所得課税等の改正案を中心に取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。



目次:

ご挨拶	1
令和2年度税制改正のポイント	1
<個人所得課税・資産課税関係>	
ワンポイント 確定申告の期限1月延長 他	2

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ

中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香

令和2年度税制改正のポイント <個人所得課税・資産課税関係>

令和2年度の個人所得税及び資産課税関係の主な改正について解説いたします。

住宅借入金等特別控除の見直し(>_<)

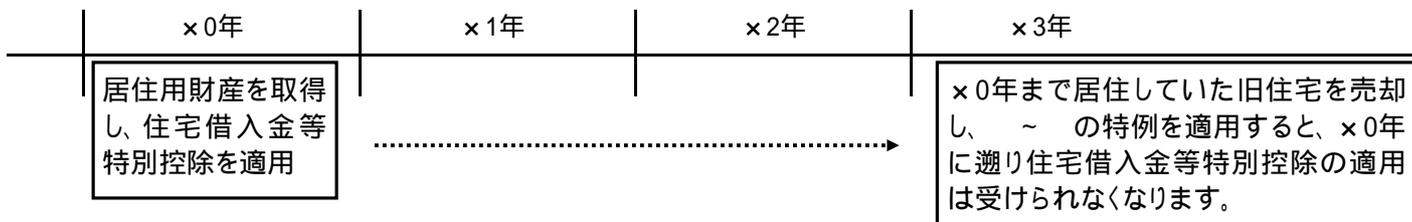
新規に住宅を取得し、居住開始後3年目の年に旧住宅を売却し、下記のいずれかの特例を適用した場合は、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができなくなります。すでに控除を受けている過去の住宅借入金等特別控除についても修正申告の上、還付された税金を納税しなければいけなくなります。

居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例

居住用財産の譲渡所得の特別控除

特定居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例

既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例



2020年4月1日以後に売却した旧居住用住宅から適用となります。

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直し

これまでは未婚の一人親に対しては寡婦(夫)控除の適用を受けることができませんでしたが、今後は下記の要件を満たす場合には、35万円の所得控除を受けることができます。

生計一の子を有すること 一人親の合計所得金額が50万円以下であること

同一世帯内に、未届けの妻または夫等がないこと

また、男女の違いで控除の有無が生じるなどの制度上の弊害をなくすため、当該寡婦(寡夫)控除については、以下の要件等が追加され、変更となります。

合計所得金額500万円以下

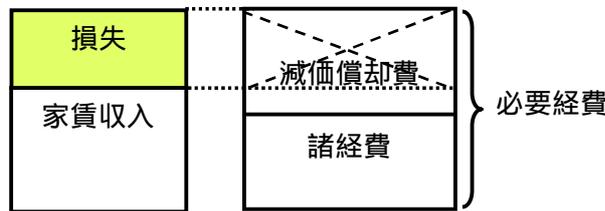
同一世帯内に、未届けの妻または夫等がないこと

寡婦控除の特例を廃止し、生計一の子を有する寡婦・寡夫控除の控除額を35万円に統一

これらの改正は、令和2年の所得税から適用となります。

国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例(>_<)

令和3年以後、国外中古建物 1の不動産所得金額の計算で、損失が生じている場合は、その損失額のうち国外中古建物の減価償却費に相当する額はなかったものとみなされ、他の所得との損益通算ができなくなります。過去に会計検査院の報告書で指摘されていた節税手法に対する税制改正対応となります。



令和3年以後の各年において、国外中古建物から生ずる国外不動産所得の損失について適用されます。

1: 国外にある建物で、不動産所得の減価償却費の金額を「簡便法」もしくは「見積法」により算定しているもの

低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設(^_^)

個人が、

市区町村長の確認をうけた都市計画地域内にある低未利用土地等で、

その譲渡した年の1月1日時点で所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合(土地基本法等の一部を改正する法律(仮称)の施行の日もしくは令和2年7月1日のいずれか遅い日から令和4年12月31日までの期間に限る)には、

長期譲渡所得の金額から100万円を控除できる制度が創設されます。

利活用されないまま放置されている取引金額が低額の土地について、取引の活性化及び、地域の価値向上を図ることが目的となっています。

NISAの拡充(^_^)

現行の一般NISAの投資期間終了にあわせ、新・NISAが創設されます。

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！
<http://naka-cpa.my.coocan.jp/>

ワンポイント

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、確定申告及び納付期限が1ヶ月延長されています。申告所得税・個人事業者消費税・贈与税の期限はその結果4月16日となっています。

令和2年3月分からの介護保険料率が引き上げられます。(1.73% → 1.79%)
従来雇用保険料が免除されていた65才以上の方について、令和2年4月から負担開始となります。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

税理士法人 舞
中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp